

流山市くらしサポートセンター ユーネット

〒270-0121 千葉県流山市西初石3丁目101-21鈴木ビル1F

TEL 04-7197-5690 Mail: yu-net@lec.co.jp

<https://public.lec-jp.com/seikatukonkyuu-nagareyama/>

受託運営：株式会社東京リーガルマインド



くらしに困っている相談者によりそいながら、自立に向けてお手伝いをするのが、

【ごあいさつ】

流山市くらしサポートセンター ユーネット です。

厳しい残暑の時期も過ぎ、本格的な秋の気配が感じられます。日の暮れも早くなり、流山市の観光スポットでもある本町の「切り絵行灯」の街並みも、夕刻の薄暮に映え、一段と趣深い景色となりました。

令和8年度も半年近くを経過しましたが、流山市の生活困窮者自立支援事業の今年度の相談者数（新規・継続）は、過去3年間の同時期をすでに上回っています。

これまでの「ユーネットだより」では、この数年来の傾向として、精神・心理面の不調や疾患を持つ方の相談が多くなっていることをお伝えしていますが、これらを原因として、仕事を失うなどに至り、結果として多重・多額の債務を抱えることになった方も一定の割合で見られます（令和5年度～令和7年度の新規相談者数に対して11%～14%）。

そこで今号では、生活の再建に資する方法として、多重・多額の債務の負担を軽減する法的な手段である「債務整理」と、弁護士など法律の専門家に依頼する場合に、依頼費用の扶助を受けるための「民事法律扶助制度」（法テラス）について紹介します。

【債務整理について：3つの方法】

（1）自己破産

債務の免責について裁判所に申立てをします（税・保険料など公債権は対象外）。申立後に短期間で免責が決定される「同時廃止」となる場合が多いですが、ある程度の資産を保有している場合などは、裁判所が管財人を選任して資産調査を行う「管財事件」になり、決定まで長期間を要する場合があります。

＜注意ポイント＞

- ①申立者は破産対象とする債務を選ぶことはできず、不動産や自動車などの所有資産を残すことはできません。※未相続財産がある場合は、先に相続手続きをして売却益が出る場合は負債に充当する必要があります。
- ②手続き中は職業制限がかかる場合があります（金融業・保険外交員・警備員・不動産業・旅行業など）。※免責決定者は官報に掲載されます。
- ③再度の自己破産は前回から7年後まで申立てできません。
- ④保証人の負担は減りません。
- ⑤民間債権でも免責されない債務（不法行為による損害賠償請求など）があります。（つづく）

流山市生活困窮者自立支援事業

(つづき)

(2) 個人再生

不動産を所有しており（住宅ローン返済中も対象）、住居を残したい場合などに裁判所に申立てし、資産価額を上回る額を原則3年（最長5年）の期間で返済する計画を決定してもらう制度で、計画どおりに履行されると残りの債務が免除されます。

<注意ポイント>

- ①将来も安定的な収入が見込める人が申立てできます。
- ②「小規模個人再生」（無担保債権総額5,000万円以下）の場合、債権者の半数の同意が必要です。
- ③給与所得者の場合、可処分所得の2年分以上を返済額原資に充てることを条件に、債権者の同意は不要になります（「給与所得者等再生」）。
- ④自動車を残したい場合は、ローン返済中でも自分名義になっている必要があります。
- ⑤資産の競売手続きの中止を申立てすることができます。

(3) 任意整理

裁判所に申立てせず、各債権者と個別に交渉して返済方法を決める方法です。

弁護士など法律の専門家に依頼するのが一般的で、通常は3年間から5年間で分割返済します。

<注意ポイント>

- ①債権者とは「和解書」や「示談書」を作成します。
- ②整理する債務を選択することができます。
- ③差押命令などの裁判は止められません。
- ④任意整理が計画どおりに進み、完結した事例は少ないのが現状です。

裁判所に申立てする場合、決定を受けるポイントとして、これまでの収支の実態の把握とともに、家計管理ができていかなど、生活再建に向けた意思と実行がチェックされますので、依頼を受任した弁護士からは、2年分の銀行取引の明細提出と内容の確認、2か月程度の家計管理表の作成が求められます。

【民事法律扶助・法律相談援助（法テラス）について】

自己破産など民事事件や離婚など家事事件の問題について、経済的な理由で弁護士に相談・依頼ができない場合、一定の収入・資産要件により、弁護士相談や手続きを依頼するための費用を「法テラス」の制度を利用することで、立て替えてもらうことができます。

立て替え費用については、月額5,000円～10,000円程度を分割返済することになりますが、通常の費用総額に比べて半分程度の額で済みます。

（法テラス利用基準：日本司法支援センター／流山市の場合）

世帯人数	収入月額（円）	左記に加算する家賃額（円）	保有資産額（万円）
単身者	182,000	41,000	180
2人	251,000	53,000	250
3人	272,000	66,000	270
4人	299,000	71,000	300

※ 注意事項

収入月額は、配偶者の収入との合算になります。また、法テラスによる弁護士費用立替は「管財事件」の管財人費用については適用されないため、注意が必要です。

法テラスの利用については、事務局から紹介を受けた弁護士と面談すると、弁護士の判断により、利用申込書（住民票や所得証明などの書類を添付）を事務局に送付します。

審査が通ると、法テラス事務局との契約、弁護士との受任契約という段階へ進みます。